

五監公告第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年5月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

教育委員会 学校給食センター

3. 監査の範囲

平成23年度の財務に関する事務の執行

4. 監査の実施期間

平成24年4月26日～平成24年5月28日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 契約事務で、事務手続きに不備のあるもの、五泉市契約事務規則第4条第3項の規定に適しない事例が散見された。透明性、公正性を確保するためにも契約事務規則に基づいた適正な事務処理に努められたい。
- ② 修繕、委託等について、2者以上から見積書を徴取しているが、業者選定決裁、見積依頼書及び見積調書が作成されていない事例が散見された。財務関係事務処理マニュアルを理解し適正な事務処理に努められたい。
- ③ 保守点検委託契約において、毎年自動更新による事務処理とされているが、地方自治法第232条の3は、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」とされている。法令を順守した事務処理に努められたい。

(2) 所見

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故によって、食品に対する放射性物質の安全性が心配されている。特に将来を担う小中学生の給食の安全・安心を確保する観点から、納品食材の検査の充実を図り、安全・安心な学校給食の提供を望むものである。